



日本銀行 政策委員会月報

令和4年10月



第873号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（10月27・28日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（10月27・28日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月27・28日）	3
◆「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正に関する件（10月27・28日）	6
◆「経済・物価情勢の展望（2022年10月）」の基本的見解を決定する件（10月27・28日）	8
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年9月21、22日開催分）に関する件（10月27・28日）	8
(2) 通常会合関係	9
◆参与の推薦に関する件（9月20日）	9
◆政策委員会月報（令和4年8・9月）に関する件（10月25日）	9
2. 報告事項	10

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債について、金額を無制限とする固定利回り（0.25%）方式での買入れを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについては、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別 紙
2022年10月28日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

②連続指値オペの運用

上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債金利について0.25%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

2. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している。

◆「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正に関する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、金融調節の円滑化を図る観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定した^{注1}。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

別紙.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 銘柄別買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度額は、本行による買入れが銘柄毎の市中流通残高に概ね比例保有に係る費用等を勘案して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(2) 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、2022年12月1日から実施する。

◆「経済・物価情勢の展望（2022年10月）」の基本的見解を決定する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2022年10月）」の基本的見解^{注2)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年9月21、22日開催分）に関する件（10月27・28日）

本委員会は、令和4年10月27・28日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年9月21、22日開催分）^{注3)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（10月28日公表）。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（11月2日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（9月20日）

本委員会は、令和4年9月20日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、嶋尾 正 氏および小林 健 氏を参与に推薦することを決定した^{注4)}（嶋尾 正 氏は11月1日、小林 健 氏は11月17日、財務大臣より任命）。

◆政策委員会月報（令和4年8・9月）に関する件（10月25日）

本委員会は、令和4年10月25日、政策委員会月報（令和4年8・9月）を承認した。

注4) 本件は、本委員会で9月中に決定したのですが、財務大臣による両名の任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

2. 報告事項

- 金融システムレポート（金融機構局）^{注)}
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

注) インターネット・ホームページをご参照ください（10月21日公表）。

令和4年11月25日

日本銀行政策委員会月報（第873号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。